
第 I 部 令和 3 年度 社会福祉制度・施策に関する提言

1 共通目標－これからの神奈川の福祉のあり方－

神奈川における社会福祉関係者は、「これからの神奈川の福祉のあり方」として次のことを目指し、公私協働により取り組みを進める。

すべての住民が、あらゆるライフサイクルにおいて、自らの意思や尊厳が尊重され、人とつながり、自分の居場所を見つけながら地域社会との接点を持ち、生き生きと暮らせる社会を創造すること

【福祉を取り巻く状況認識】

少子高齢社会や人口減少社会の到来のもとで、核家族化の進展や自治会加入率の低下等が起きている。これにより、家族や地域で支え合う機能が弱まり、身近に相談できる人や場所が無い等、住民が地域社会との接点や人とのつながりを持ち、共に支え合い・助け合うという社会的なつながりが希薄になってきている。こうした背景が多様化・複雑化し、次のような課題が生じている。

例) 貧困・困窮状態な方・家族・世帯、ひとり親世帯、ホームレスの方、虐待を受けている方、判断能力が不十分な方、いわゆる 8050 問題にあたる方の他、制度の狭間にある人など、社会的に孤立した方々の増加

この状況に対して、国では「地域共生社会ⁱの実現」を提唱し、「共助」の重要性を説いている。この考え方に基づき、令和 2 年には社会福祉法などの一部改正を行い、令和 3 年 4 月からは、包括的支援体制の構築を目指した重層的支援体制整備事業ⁱⁱが開始された。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、感染予防・拡大防止のために、人と接したり、集まったりすることが容易ではなくなっている。あわせて、対人援助を基本とする福祉の仕事においては、支援を必要としている方への関わりを充分にもつことが必要であるにも関わらず、これが難しくなっている。このように、地域社会との接点、人とのつながりの希薄さによる課題は、コロナ禍により一層顕著になってきたと考えられている。

そのようなことから、「地域とのつながり」や「住民同士の助け合い」を意識した、「地域共生社会の実現」に向けた取り組みが、改めて重要であると認識する。

なお、上記の「これからの神奈川の福祉のあり方」については、令和 3 年度までの政策提言活動によって得られた社会福祉関係者の声をもとにまとめたものであるが、次年度以降の政策提言活動を通じて内容を精査していくことが必要である。多くの場合、社会福祉には人々の抱える個別の福祉課題を解決するための役割が求められる。しかし、個別課題

への対応を超えて、人々が生き生きと生活することのできる社会のあり方を丁寧に議論し、目指すべき方向性を社会福祉関係者で共有したうえで、社会関係性の再構築を目指していくことこそが望まれる。本年度の政策提言は、その第一歩に当たるものである。

2 提言 「これからの神奈川の福祉のあり方」に向けた取り組みについて

公私の社会福祉関係者が「これからの神奈川の福祉のあり方」を目指し、当面、必要な取り組みとして、次の通り提言する。

○生きづらさ等を抱える人が孤立しない地域づくりに取り組む必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉関係者は、地域で暮らす人たちの困難さを理解し、声にならないニーズにも耳を傾け、ニーズ発見に取り組む
- ・社会福祉関係者は、地域住民と関わりながら、地域福祉活動に取り組む
- ・社会福祉関係者は、住民に対して、小中学生の頃から、福祉が身近に感じることや、地域にある生活課題について「我が事」の意識が持てるよう、福祉教育等に取り組む
- ・社会福祉関係者は、生活課題等を抱えている当事者や福祉サービス等の利用者が、それぞれ抱えている課題や困りごとの解決に向けて動けるよう、地域と一体となって取り組む
- ・民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手・支援者として課題発見に努め、生活課題等を抱えている当事者にとって適切な支援先につなぎ、その後も見守りで寄り添う等、役割を発揮しながら取り組む
- ・社会福祉法人・施設、県・市町村社協は、それぞれの機能を発揮しながら、セーフティネットとしての役割を担い、住民を支えていけるよう取り組む

○生活課題等を抱えている当事者や福祉サービス等の利用者本人を中心に、多職種によるネットワークにて支援体制がつけられる必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉法人は、福祉サービスを利用する人たちが地域社会の一員、生活者、主体であることを理解し、生活課題等の解決に向けて多様な人たちや資源と協働して取り組む
- ・社会福祉関係者は、生活課題等を抱えている当事者あるいは福祉サービス等の利用者が、その人の意思や尊厳が尊重され、その人らしく暮らしていくことができるよう取り組む
- ・社会福祉法人は、本会が実施している「ライフサポート事業」のように、公益性を意識したものとし、地域の福祉ニーズに対応できるよう、その体制づくりに取り組む
- ・本会および市町村社協は、地域とつながり、地域住民がもつ課題に対して包括的な支援体制がとれるよう、自治会・町会等の小エリアや日常生活圏域（概ね中学校区域）、複数の市・町村域、県域などの各圏域において、多職種によるネットワークにより取り組む。また、そのネットワークは、フォーマル・インフォーマル^Ⅲの違いを越え、また福祉領域も越えたものとして、構築されるよう取り組む

○各主体がそれぞれの役割・機能を発揮できるよう、専門性の高い福祉人材が確保される必要がある

[提言項目]

- ・社会福祉法人・施設は、他分野からの転入、無資格・未経験者や、幅広い年齢層からの新規参入者が多くなっていることから、専門性の向上に向け、研修等、育成機会の充実に努める。研修は、IT を活用したタイムリーな手法をとる等、工夫して取り組む。また、従事者の育成について共通の指標等が求められている状況から、県をはじめとした自治体や研修実施機関等の関係機関と連携しながら取り組む
- ・社会福祉法人は、福祉分野の仕事を志す人が継続して働いていくための、働きやすい環境整備等に取り組む
- ・社会福祉法人・施設は、県民に対して、現場の魅力を発信し、福祉・介護等の仕事の理解促進を図る

○非常時において、福祉サービスの提供体制等の継続・持続が図られる必要がある

※非常時：今般の新型コロナウイルス感染症や近年続く地震・台風被害等の自然災害時を指す

[提言項目]

- ・社会福祉関係者は、非常時にも福祉サービスが必要な方へ提供され、家族等が安心できるよう、工夫しながら取り組む
- ・社会福祉関係者は、非常時にも福祉サービス提供体制がとれるよう、様々な“備え”に取り組む
- ・社会福祉関係者は、近隣の社会資源等の把握に努め、顔の見える関係づくりに努める
- ・県は、非常時の際に対応できるよう、平時より物資提供の準備を進めるとともに、関連する工夫事例等について幅広く発信し情報の共有化をする必要がある

○神奈川県行政に求められると考えること

共通目標に対する取り組みが神奈川県全域にわたり推進されるために、県には次のことが必要になると考える。

- ・福祉サービスの提供体制等において、県全域の均衡が図られるよう、各市町村域における状況の点検やそれら整備に向けた働きかけが必要である
- ・とりわけ市町村域における先行事例を収集し、社会福祉関係者へ発信し、認識の共有化が必要である
- ・制度・施策の充実に向け、県として支援策の立案やその推進等が必要である

¹ **地域共生社会**：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

² **重層的支援体制整備事業**：市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、市町村行政による任意事業

³ 本提言では、フォーマルは介護保険制度など、制度上のサービスや事業にかかわることを指す。また、インフォーマルはボランティアなど、市民活動にかかわることを指す